

Q&A

よくあるご質問にお答えします。

Q1 費用はどのくらいかかるのでしょうか？

A

申込手数料として3,300円(税込)かかるほか、相手方が調停に参加することを承諾し、実際に調停が開かれる場合には、調停期日手数料として11,000円(税込)がかかります。詳細はお問い合わせください。

※令和元年台風19号に関連する紛争については無料でご利用いただけます。

Q2 調停の場所はどのように決められているのですか？

A

調停は基本的に長野県司法書士会の会館で行いますが、裁判所の調停とは異なり、場所の制限はありません。そのため、当事者双方の事情をうかがった上で、長野県司法書士会館以外の場所で調停を行うことも可能です。なお、一定の条件にて、Web上の調停を行うことも可能です。いずれの場合にも、当事者の秘密を守ることができるように十分な配慮を行いますのでご安心ください。

Q3 プライバシーはどのように守られますか？

A

調停の手続きは非公開で行われ、調停センターには守秘義務が課せられています。調停手続に関する書面は厳重に管理します。

Q4 司法書士は、調停でどのようなことをするのですか？

A

公平中立な立場で話し合いを円滑に進める「調停人」として調停に同席します。調停人を務めるのは、研修、経験を積んだ者として調停センターの名簿に登録された認定司法書士です。

※認定司法書士とは、司法書士法第3条第2項にいう、簡裁訴訟代理等関係業務(訴額140万円以下のもの)を行うことができる者として法務大臣の認定を受けた司法書士のことです。

まずはお気軽にお電話ください



認証番号第122号/
平成25年2月1日法務大臣認証

お問い合わせ

長野県司法書士会調停センター

〒380-0872 長野県長野市妻科399番地 長野県司法書士会内

TEL.026-232-7492

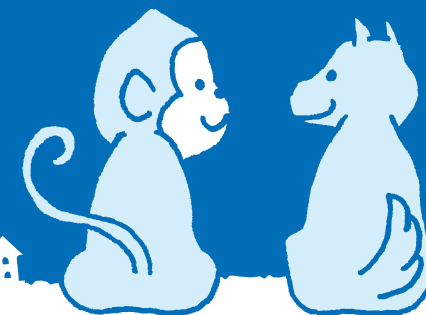
長野県司法書士会調停センター

https://www.na-shiho.or.jp/choutei_form



身近なトラブルでお悩みの方へ

話し合いによる 円満な解決を 目指しませんか？



裁判によらない
手続きあります

140万円以下の民事上の争いについて、話し合いの場を提供しています。

長野県司法書士会調停センター

— 令和7年度版 —

あなたの抱えるトラブルはどのようなものですか？

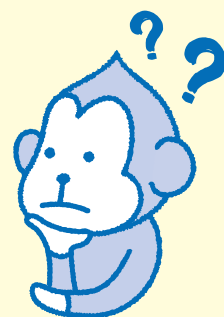
お金のこと？ 土地や建物のこと？ それともご近所さんとのこと？

なんとかしてトラブルを解決したい、でもどうやって解決したらいいのかわからない…

とお悩みのあなた！まずは思い切って一歩を踏み出してみましょう

次のチェックリストに当てはまる項目はありますか？

- ☐ 裁判所以外の手続きで解決したい
- ☐ トラブルを解決したいけど、時間と費用が心配
- ☐ 自分の言い分を相手に伝えたい
- ☐ 相手の言い分も聞いてみたい
- ☐ 平日の昼間は仕事があるので、休日や夜間に話し合いをしたい
- ☐ 誰かに結論を決められるのではなく、自分で納得して結論を出したい
- ☐ 誰にも知られず話し合いをしたい
- ☐ とことん本音で話し合いしたい



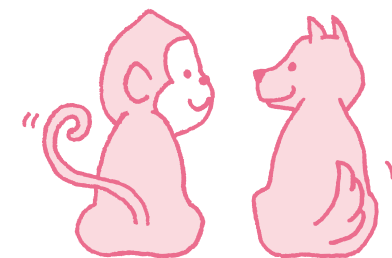
ひとつでも
チェックがついた方！



あなたのお悩み、長野県司法書士会の
調停センターをご利用いただくことで
解決するかもしれません！！



長野県司法書士会調停センターは、
話し合いによる
円満な解決を目指します！



～例えばこんなトラブルにご利用いただけます～

お金の
トラブル

- 上司にお金を貸した。約束の日が過ぎているのに、連絡しても返すそぶりがない
- 後輩からお金を借りたが、一括で返せそうにない
- 残業代を払ってもらえない
- 家賃を払ってもらえず困っている



不動産を
めぐる
トラブル

- アパート退去時に請求されたクリーニング費用があまりに高額で納得がいけない
- 築50年のアパートが危険なので取り壊したいが、立ち退き料が決まらない
- 返還される敷金の額について、借主と貸主との間で折り合いがつかない

ご近所と
トラブル

- 自転車で遊んでいた子どもが、誤って隣の車を傷つけてしまった。修理代を支払いたいが、金額の折り合いがつかない
- 近所の犬に飛びつかれて、けがをした。飼い主に治療費を請求したい



裁判所に
よらない手続

ゆっくりじっくり
話し合える

調停は土日、
夜間もOK

このような
特徴があります

調停人は
中立公正

わかりやすい
利用料金

